

保育施設



※入園にあたって

問 保育課 保育係 ☎64-5903

子ども子育て支援制度に基づき、保育園などを利用する際、入園の申し込みとは別に、教育・保育の必要性に応じた「支給認定」を受ける必要があります。

以下の3つの区分の認定により、支給認定を受け、施設（幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育事業所）を利用することになります。

1号認定 (教育標準時間認定)	2号認定 (保育認定・満3歳以上)	3号認定 (保育認定・満3歳未満)
お子さんが満3歳以上で、 教育を希望される場合	お子さんが満3歳以上で、 保育が必要な理由に該当する場合	お子さんが満3歳未満で、 保育が必要な理由に該当する場合
利用先 幼稚園、認定こども園	利用先 保育園、認定こども園	利用先 保育園、認定こども園、小規模保育事業所

※東御市内には幼稚園および3号認定を預かる認定こども園はありません。

※子どもの保育

小学校入学前には、保育園や幼稚園に通う子どもがほとんどですが、それぞれの入園条件や受け入れ年齢、形態、サービスなどには違いがあります。

保護者の仕事や家庭の環境、保育の方針なども含めてよく検討し、よりよい環境を選びましょう。

● 保育園ってどんなところ？

保育園は、保護者が働いていたり、病気のために家庭内で保育することができないときに、保護者に代わってお子さんを保育する児童福祉施設です。

入園の申し込みができるのは、以下3つの条件をすべて満たす場合です。

- ①東御市に住んでいる児童
- ②支給認定を受けた児童
- ③「入園の条件」に掲げるいずれかの事情により、家庭内で保育できない児童

広域入所保育

保護者の勤務地や里帰り出産などで、やむを得ず東御市以外の保育園に入園を希望する場合は、市で入園希望先の市町村と協議をしますので、入園希望月の前月15日までに入園申込書類等を提出してください。

※協議の結果、ご希望に添えない場合がございます。

保育施設

＊入園の条件

保育の入園基準

- (1) 就労(1か月あたり64時間以上就労することを常態としていること)
- (2) 妊娠・出産(出産予定日の前後3か月)
- (3) 保護者の疾病、障害
- (4) 同居または長期入院等している親族の介護、看護
- (5) 災害復旧
- (6) 求職活動(起業準備を含む)(入園から3か月間有効)
- (7) 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- (8) その他上記に類する状態として市長が認める場合
 主な事由
 ・「妊娠・出産」の要件ですでに保育を利用しており、産後3か月経過後も継続して保育の利用を希望する場合
 ・出産後、保育施設を利用していない保護者がその子を家で保育するため※
 ※令和6年度については、定員の都合により3歳以上児のみ利用可能です。

＊入園の手続き

新 規

新たに保育園に入園を希望する児童

11月 入園希望の保育園へ申込書類提出

12月 入園調整

1月下旬 利用決定通知書の発送

4月から保育園に通園

継 続

現在、保育園に通園しており、
次年度も引き続き通園を希望する児童

12月 継続入園を希望する保育園へ現況届提出
(転園希望の場合は早めにお知らせください)。

12月～1月 入園調整

4月から保育園に通園

保育施設

入園希望の保育園または保育係(☎64-5903)へお問い合わせください。

*保育料について

保育料は、保護者の市民税額(所得割額)によって算定され、4月から8月までは前年度分、9月から翌年3月までは当年度分の税額で決定します。

●令和6年度 保育料(月額)徴収基準額表

市民税	階層	定義(課税状況)		3歳未満児	
				短時間保育	標準時間保育
生保	1	生活保護世帯		0	0
所得割なし	2	非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0
	3		2階層を除く世帯	0	0
	4	均等割のみ世帯	ひとり親世帯等	2,750	3,120
	5		4階層を除く世帯	6,000	6,750
所得割額	6	48,600未満	ひとり親世帯等	3,620	4,000
	7		6階層を除く世帯	7,750	8,500
	8	48,600以上	63,000未満	10,000	10,750
	9	63,000以上	79,000未満	21,000	22,500
	10	79,000以上	97,000未満	26,000	27,500
	11	97,000以上	119,000未満	32,000	33,500
	12	119,000以上	144,000未満	35,000	36,500
	13	144,000以上	169,000未満	41,000	42,500
	14	169,000以上	219,000未満	47,000	48,500
	15	219,000以上	265,000未満	53,000	54,500
	16	265,000以上	301,000未満	56,000	57,500
	17	301,000以上	397,000未満	60,000	61,500
	18	397,000以上		63,000	64,500

※3歳以上児については、保育料は無料ですが、主食のほか副食費(おかず・おやつ)が原則保護者負担となります(軽減制度あり)。

※両親とも市民税が非課税の場合、生計を一にしているその他の扶養義務者(家計の主宰者である場合)の方の市民税の額を含めて保育料を算定します。

※表中の税額を計算する場合には、次の控除等は適用しません(控除前の税額によります)。

・配当控除 ・外国税控除額 ・住宅取得(特別)控除 ・寄附金控除

※児童の年齢区分は、年度途中で入園した場合でも令和6年4月1日現在の年齢によります。

＊利用時間について

保育の必要量	定義	利用可能時間
保育標準時間	両親ともに120時間以上就労等をしている。	11時間まで
保育短時間	両親ともに64時間以上就労等をしている。	8時間まで

＊保育料算定の特例

生計を一つにする多子世帯やひとり親世帯等については、保育料の軽減特例があります。

●ひとり親世帯等の特例

ひとり親世帯等で保育料の軽減を希望する方は、添付書類の提出が必要となります。

該当者	希望する時の添付書類	軽減時の額、及び割合
児童扶養手当を受給している母子・父子世帯	・児童扶養手当証書の写し	8、9階層→3歳未満児は9,000円 10階層以上→各階層の1/2
在宅障がい児(者)のいる世帯 「在宅障がい児(者)」とは、次のいずれかに該当する方です。 ・身体障害者手帳の交付を受けた者 ・療育手帳の交付を受けた者 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 ・特別児童扶養手当の支給対象児または国民年金の障害基礎年金等の受給者	・身体障害者手帳の写し ・療育手帳の写し ・精神障害者保健福祉手帳の写し ・特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者は、それぞれ証明されたものの写し	8、9階層→3歳未満児は9,000円 10階層以上→軽減なし (ただし、園児本人が障がい児の場合は、各階層の1/2) その他、市長が特に必要と認めた者
その他、市長が特に必要と認めた者 (罹災世帯など)	・保育料減免申請書 ・減免対象になることを証明する書類	世帯状況に応じて決定

保育料の階層が9階層以下の上記のひとり親世帯等の特例に該当する世帯は、生計を一つにする上の子どもの年齢にかかわらず、第2子以降は無料になります。

※保育料の軽減に該当する世帯であっても**添付書類がない場合、保育料は軽減されません。**
また、添付書類は年度ごとに必要です。年度途中で軽減を希望した場合は、申請した翌月から軽減となります。

●保育料軽減事業

東御市では、生計を一つにする上の子どもの年齢にかかわらず、第3子以降の保育料等は無料になります。

保育料の階層が8階層以下の世帯は、生計を一つにする上の子どもの年齢にかかわらず、第1子の保育料が1/2になります(基準額表の額は軽減後の金額)。また、第2子の保育料が無料になります。

保育料の階層が8階層以上の世帯は、生計を一つにする上の子どもの年齢にかかわらず、第2子の保育料が1/2になります。

＊特別保育が利用できます。

乳児保育

問 保育課 保育係 ☎64-5903

出産後まもないお母さんが働くために、公立保育園、海野保育園、おひさまこども園では生後4か月からお子さんの受け入れをしています。受け入れができる人数には限度がありますので、希望される方は保育課へご相談ください。

障がい児保育

問 保育課 保育係 ☎64-5903

通園および集団保育が可能な、中度および軽度の障がいのある児童を対象に行う保育サービスです。

長時間保育(早朝保育・延長保育)

仕事などで、長時間保育を必要な時だけ利用できる短期保育サービスです。

●公立保育園

早朝保育			
保育認定	時 間	日 額	上 限 額
保育短時間	午前7時 30分～8時	60円	600円

※1か月に11日以上利用した場合は、上限額となります。

※保育認定が保育標準時間の場合、早朝保育の長時間保育料は発生しません。

延長保育			
保育認定	時 間	日 額	上 限 額
保育短時間	午後4時～ 4時30分	60円	600円
	午後4時～ 5時	120円	1,200円
	午後4時～ 5時30分	180円	1,800円
	午後4時～ 6時	240円	2,400円
	午後4時～ 6時30分	300円	3,000円
	午後4時～ 7時	360円	3,600円
保育標準時間	午後6時 30分～7時	60円	600円

※1か月に11日以上利用した場合は、上限額となります。

●海野保育園

早朝保育		
保育認定	時 間	日 額
保育短時間	午前7時～8時	200円
	午前7時30分～ 8時	100円

延長保育		
保育認定	時 間	日 額
保育短時間	午後4時～7時	30分毎100円の 加算
保育標準時間	午後6時～7時	午後6時～ 6時30分 150円 午後6時～7時 300円

保育施設

土曜保育

全園で土曜日の希望保育(昼食持参)を実施します。

保育者(両親とも)の勤務等のため、児童の保育ができない場合に限ります。

●開園時間

	開園時間	保育標準時間	保育短時間
公立保育園	午前7時30分～午後7時	午前7時30分～午後6時30分	午前8時～午後4時
海野保育園	午前7時～午後6時	午前7時～午後6時	午前8時～午後4時

※保育標準時間と保育短時間の保育時間以外は、平日と同様の長時間保育料が発生します。

※原則として利用する1週間前の金曜日までに、在園している保育園に申し込んでください。

※冠婚葬祭、病気などで急に利用したい場合は、在園している保育園へ、また当日の場合は、田中保育園(最寄りの保育園)へご相談ください。

・昼食は出ませんので、お弁当を持ってきてください。

・公立保育園では、特別な場合を除き、田中保育園で行います。

・海野保育園、くるみ幼稚園、おひさまこども園に在園中(または入園希望)の場合は、園へ直接お問い合わせください。

休日保育

保護者の勤務等のため、休日に家庭で保育ができない満1歳以上の園児で、事前に登録を受けている児童を対象に、休日保育(昼食持参)を実施します。

※申請内容によって保育料が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

※原則として利用する日の前月の20日までに、在園している保育園に申し込んでください。

実施保育園 田中保育園

	保育標準時間	保育短時間	延長保育料
保育時間	午前7時30分～午後6時30分	午前8時～午後4時	保育時間外
3歳以上児	利用時間×200円 上限2,000円	利用時間×200円 上限1,500円	延長料金 100円/30分
3歳未満児	利用時間×400円 上限3,800円	利用時間×400円 上限2,800円	延長料金 200円/30分

※他の平日に休む場合は無料です。

一時預かり

(申請先及び問い合わせ先) 希望する保育園(P45、46をご覧ください。)

家庭での保育が一時的に困難な場合、満1歳以上の保育園に通っていない児童について、一時保育を利用することができます。東御市内の全ての保育園で一時保育に対応しています。

●保育希望の理由

・保護者の就労、職業訓練、求職活動により、おおむね1か月10日以内で断続的にお子さんの保育ができない場合

・保護者の病気やけが、災害、事故、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ、その他の理由で、急に一時的にお子さんの保育ができない場合

●公立保育園

	一時保育料	延長保育料
保育時間	午前8時～午後4時	保育時間外
3歳以上児	利用時間×200円 上限1,500円	延長料金 100円/30分
3歳未満児	利用時間×400円 上限2,800円	延長料金 200円/30分

※土曜日の緊急の場合は、最寄りの保育園へご相談ください。

※送迎はご家族が責任をもって行ってください。

※病気の場合はお預かりできません。

※おむつ、着替え、タオル類、上履きなどの持ち物があります。

●海野保育園

区分		3歳未満児	3歳以上児
一時保育料 (午前8時～午後4時)	一日 (4時間超～8時間)	2,800円	1,500円
	半日 (4時間以内)	1,600円	1,000円
延長保育料	30分毎	200円	100円

※海野保育園では、1歳未満の児童についても対応可能ですので、ご相談ください。

●病児・病後児保育

●病児保育

申請先及び問い合わせ先 祢津保育園 ☎63-6816 保育課 保育係 ☎64-5903

市内の保育園に通園している園児で、発熱、頭痛、腹痛など体に異常がみられ、仕事等の事情により、保護者が看護できないときに、祢津保育園で看護・保育します。

利 用 月曜日～金曜日

時 間 午前8時30分～午後4時

保 育 料 保育認定による時間内は無料、超えた場合は長時間保育の保育料金

利用期間 病児・病後児保育合わせて連続で3日間

定 員 2名

- ・事前に登録が必要です。
- ・利用の前日までに所属園へ連絡後、電話で祢津保育園に利用可能か確認をお願いします。確認後、医師から「通室許可書」を受ける必要があります。(当日でも対応できる場合があります。詳細は祢津保育園までお問い合わせください。)
- ・利用時は、直接祢津保育園に登園し、「通室許可書」を提出してください。
- ・当日は、着替え、タオル等、必要な物を持参してください。

●病後児保育

申請先及び問い合わせ先 海野保育園 ☎62-2800 保育課 保育係 ☎64-5903

市内の保育園に通園している園児で、病気の回復期で集団生活が困難な状態にあるお子さんを海野保育園で看護・保育します。

利 用 月曜日～金曜日

時 間 午前8時30分～午後4時

保 育 料 保育認定による時間内は無料、超えた場合は長時間保育の保育料金

利用期間 病児・病後児保育合わせて連続で3日間

定 員 2名

- ・事前に登録が必要です。
- ・利用の前日までに所属園へ連絡後、電話で海野保育園に利用可能か確認をお願いします。確認後、医師から「通室許可書」を受ける必要があります。
- ・利用時は、直接海野保育園に登園し、「通室許可書」を提出してください。

市外局番は **0268** です。 43

＊東御市保育園一覽

☎ 保育課 保育係 ☎64-5903

名称	定員	電話番号	所在地	特別保育事業						
				早朝	延長	一時	乳児	障がい	土曜	休日
市立	田中保育園	170	62-1602	田中459-2	午前7時30分～	～午後7時	○	○	○	田中保育園
	滋野保育園	140	63-6468	滋野乙2023-1	午前7時30分～	～午後7時	○	○	○	
	祢津保育園	140	63-6816	祢津1262	午前7時30分～	～午後7時	○	○	○	
	和保育園	150	63-6815	和8017-2	午前7時30分～	～午後7時	○	○	○	
	北御牧保育園	120	67-2093	大日向102	午前7時30分～	～午後7時	○	○	○	
私立	社会福祉法人海野保育園	90	62-2800	本海野575	午前7時～	～午後7時	○	○	○	○



①田中保育園



②滋野保育園



③和保育園



④北御牧保育園



⑤祢津保育園



⑥海野保育園

保育施設



＊認定こども園

問 保育課 保育係 ☎64-5903

	名称	定員	所在地	電話番号
私立	学校法人くるみ学園 幼稚園型認定こども園 くるみ幼稚園	75	県326-5	75-6113



⑦くるみ幼稚園

＊小規模保育事業所

問 保育課 保育係 ☎64-5903

	名称	定員	所在地	電話番号
NPO法人 おもいやり乙女平	第1おひさまこども園	12	滋野736-107	75-0725
	第2おひさまこども園	12	滋野736-135	
	第3おひさまこども園	12	滋野736-128	

- ・生後4か月以上～3歳未満児の通常保育のほか、長時間保育、3歳未満児の一時預かり保育を実施しています。
- ・開園時間は、午前7時～午後7時です。



⑧第1おひさまこども園



⑨第2おひさまこども園



⑩第3おひさまこども園

保育施設

保育園の一日 (月～金)平均的な時間です。

3歳以上児

おはようございます



午前8時30分
あそびの時間



午前11時30分
お昼ごはん



午後3時
おやつ



午後1時30分
お昼寝



帰りの用意



さようなら、
またあした



保育施設



3歳未満児

おはようございます



午前9時
午前のおやつ



午前10時
あそびの時間



午後1時
お昼寝



午前10時30分
お昼ごはん



午後3時
午後のおやつ



帰りの用意



さようなら、
またあした



保育施設

